

第3号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された下記案件の供給計画において、別紙1のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第3項の規程に基づき、リプレースに該当しないと判断する。

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：瀬戸内共同火力株式会社

供給計画届出日：平成29年3月30日

廃止する発電設備：福山共同発電所3号機（15万6千キロワット）

廃止時期：平成33年1月廃止予定

2. 判断結果

業務規程第90条第1項第1号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

リプレース対象廃止計画に記載された発電設備（以下、「廃止発電設備」という。）から発生する電気は、その大半が系統へ送出される前に発電事業者の関連会社の事業所に供給され、その余剰分が系統へ送出されており、廃止発電設備の最大受電電力を発電設備の運用実績を基に評価したところ、別紙2のとおり10万kW未満となるため、当案件は業務規程第90条第1項第1号に該当しないと判断する。

【添付資料】

別紙1：平成29年度供給計画届出書（瀬戸内共同火力株式会社）

別紙2：福山共同発電所3号機の最大受電電力について

以上